## 主 本件控訴はこれを棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人松永東、同名尾良孝共同作成名義の控訴趣意書及び追加控訴趣意書のとおりでこれに対し次のとおり判断する。

控訴趣意書第二点

本件記録を調査するに、本件は昭和二四年六月二日差戻前の第一審たる台東簡易裁判所の有罪判決に対し、昭和二五年七月七日東京高等裁判所第一一刑事部が控訴審として、原判決を破棄し事件を原裁判所に差し戻す旨の判決を為し、それまでの本件に関する一件記録は原審たる台東簡易裁判所に送付されたものであるところ差戻後の第一審たる原審は起訴状だけによらず、右差戻判決までのすべての公判調書、証拠書類をこれに添附したままで、審理判決したことは所論のとおりである。

〈要旨〉しかし、差戻後の第一審裁判所は所謂起訴状一本の状態にまで引き戻して審理を開始して判決しなければな〈/要旨〉らないものでないことは、巳に刑事訴訟規則第二一七条の予定するところで且つ当裁判所の昭和二五年(う)第三、〇七〇号同年一一月一七日第一三刑事部判決の示すところである。即ち差戻後の第一審においては裁判所法第四条が規定するように、上級審の裁判における判断はその事件について下級審を拘束するのであるから、破棄差戻後の第一審裁判所は右判断を示す判決を訴訟記録及び証拠物について検討する必要があるからであるとしているのであるが、今にわかに、この判例をくつがえす要を見ない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 石井文治 判事 鈴木勇)